

ジェンダー平等をめぐる世界の潮流



講師:林 陽子 氏(アテナ法律事務所弁護士・国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)委員)

日本における女性の活躍促進は先進国に大きく後れを取っている。国際的にジェンダー平等はどこまで進むのか。弁護士で国連女性差別撤廃委員会委員の林陽子氏が国連の日本への勧告内容と、取り組むべき課題について語った。

日本のジェンダー平等は世界的に25年遅れている

国際連合(国連)の女性差別撤廃条約は、男女の歴史的、文化的、社会的な行動様式から生まれる差別を撤廃し、定型化された性別役割分担にとらわれないライフスタイルを実現していくことを規定している。これをジェンダー平等と呼ぶ。国連が1976年からの「女性のための10年」で尽力してきたことの一つが、意思決定の場に女性が参画すべきとする運動だった。1990年の国連経済社会理事会では、「1995年までに指導的地位にある者の30%を女性にする」という決議を採択した。

日本では2005年から第二次男女共同参画基本計画を運用している。これに初めて2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%とする政府目標を掲げたが、世界的には25年遅れている。

われわれ国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)では、締約国が四年に一回提出を義務付けられている国家報告書に基づき、各国にフォローアップ勧告を出しているが、日本へは2009年に勧告した。その第一点は、ジェンダー平等について政府が積極的な措置をとるべきという点、第二点は、民法改正である。

一点目については、女性の参画を促進するための数値目標と達成するまでの時限を付すことを要請した。政治参

加で見ると、現在、世界100カ国以上が公職選挙にクォータ制を導入している。日本の衆議院における女性の割合は7.8%で、世界190カ国中162位という大変不名誉な地位にある。

二点目の民法改正については、女性の再婚禁止期間の規定や婚姻年齢を女性16歳(男性18歳)と規定していること、選択的夫婦別姓が導入されていないことなどに懸念を表明した。

国際社会の日本への期待 評価すべき三つの取り組み

女性が活躍できる社会とは、いったいどのような社会なのか。当然ながら個人として尊重され、差別されないこと、仕事が正に評価され、同じ価値ある仕事であれば同一賃金、同じ業績があれば同じ昇進・昇格ができるということが核になれば、女性は活躍できないだろう。女性の能力が活かせる仕事を創り出すには、政府と企業が連携して取り組む必要もある。

さらに、女性に対する暴力から解放される環境を保障しなければならない。そして、自分の姓はアイデンティティーの一部であるから、結婚後も望む人には自分の姓を失わないことが基本にあるべきだ。女性の人権には、多面的かつ包括的な保障が必要である。

一方、国際社会で評価すべき日本の取り組みが三つある。

一つは、阪神・淡路大震災以降、自然災害とジェンダーについて日本が非常に大きな役割を果たしていることだ。3月には、仙台で開催される国連防災世界会議で、災害が女性にもたらす影響について日本の取り組みが紹介される。二つ目は、国際保健外交の推進に力を入れており、途上国の女性の妊娠や出産、生涯にわたる健康支援について、日本政府は非常に良いプログラムを多く持っていることだ。三つ目は、武力紛争下での女性の人権を守るために、国連事務総長が呼び掛けた、紛争地に派遣するPKOや警察部隊へのジェンダー研修を積極的に行うなどについて、外務省が中心となって行動計画を策定中であることだ。

人権問題は政府の財政を伴う介入が必要なプログラムが多いが、先進国はどこも金融財政の赤字を抱えている。日本にも共通の課題があるが、国連から見れば日本は人材も社会インフラもそろっている恵まれた国だ。今後、日本は、ODAの戦略的な運用や、企業と連携して教育に投資し、知識集約型の女性労働者の育成を推進すべきである。国際的に開かれた市場をつくり、経済成長とともに女性も成長していくという道筋が必要だ。そのような意味からも、女性の平等な社会参画の達成には政治改革が非常に大きなウエートを占めていると考える。